

令 04 原機（青） 006
令和 4 年 4 月 2 5 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

廃止措置計画に係る軽微な変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、下記のとおり原子力第 1 船原子炉における廃止措置計画に係る軽微な変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名：理事長 小口 正範
2. 工場又は事業所の名称及び所在地
名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター
所 在 地：青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地
3. 変更の内容
代表者の氏名を、令和 4 年 4 月 1 日をもって次のとおり変更する。
(変更前) 理事長 児玉 敏雄
(変更後) 理事長 小口 正範
4. 変更の理由
令和 4 年 4 月 1 日付けで理事長に小口正範が就任したため。